パソコン政務活動費訴訟について

仙台市民オンブズマン
弁護士　石上雄介

宮城県議会・政活費訴訟で仙台地裁

61万円返還請求命令

宮城県議会の最大会派「自民党・県民会議」が政務活動費（政活費）でパソコンなどを大量に購入したのは違法だとして、仙台市民オンブズマンが会派に不正支出分を返還させるよう村井嘉浩知事に求めた訴訟の判決で、仙台地裁は29日、約61万円の返還を命じ、知事に命

中島基至裁

室のパソコン

など4台につい

動の遂行のみに使

と認められる的確

ない」と指摘。政活

途基準を定めた県条例

地裁が知事に返還請求命令

政活費の一部違

県議会の自民党

が政務活動費でパ

ンを大量購入し

不適切として、

民オンブズマ

1　宮城県議会会派の自由民主党・県民会議は、平成２５年３月から平成２８年２月までの間にノートパソコン及び附属機器計１８台、デスクトップパソコン及び附属機器等計３６台、ipad 計１６台を総額１７９２万１５０６円で購入し、この購入全額全額について政務活動費を充てていた件で、オンブズマンが購入金額全額の返還を求めていた住民訴訟について、５月２９日、仙台地方裁判所第２民事部において判決がありました。自由民主党・県民会議は、まとめ買いしたうえ議員に貸し付けていたパソコン等の購入費用の半額（８３５万１８４４円）を返還する一方、会派控室で利用していたパソコン等の購入費用１２１万７８２０円については一切返還しておりませんでしたので、今回の訴訟は残る９４９万９６６２円の返還を求めるものでした。

本判決は、自由民主党・県民会議が会派控室で利用していたパソコン等の購入費用の半額６０万８９１０円の返還を命ずるものの、まとめ買いしたうえ議員に貸し付けていたパソコン等の購入費用の残りの半分については返還する必要はないものとしました。

2　オンブズマンでは、自由民主党・県民会議のパソコン等のまとめ買いは、①具体的な使途を考慮しないでなされた「予算の使い切り」であり、また②手引において政務活動費を充当するのが適当でないとされている「環境整備」費用にあたり、購入費用全部が違法になるはずであると主張してきました。しかし本判決ではオンブズマンの主張は認められませんでした。本判決の問題点は、本判決は「宮城県議会が作成した本件手引は・・・本件条例の定める使途に係る適合性判断に当たって十分に参考にさ

オンブズマン
No.50 ／2019年6月15日(土)
発行　仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ
〈事務局〉　仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227−9900　FAX (022)227−3267
http://sendai-ombuds.net/
e-mail:s-ombuds@nifty.com

れるべきである」と述べているものの、実際の判断に当たっては一切「政務活動費の手引」の文言を参照せずに判断した点に尽きます。

3　「政務活動費の手引」には、「政務活動費は、……政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当ではない。備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべきであり」と明記されています。佐藤光樹議員、中山耕一議員の尋問を踏まえ、今回の訴訟の審理で明らかになったパソコン等のまとめ買いの経緯からすれば、具体的な政務活動のために購入されたものではなく、政務活動の環境整備のために購入したことは明らかでしたので、「政務活動費の手引」の文言に照らせば、パソコン等のまとめ買いは手引に違反するものであると判断されるべきでした。

本判決は「政務活動費の手引」の具体的文言にそって判断するものではなく、「政務活動費の手引」の価値を貶める判決と言わざるを得ません。

4　「政務活動費の手引」は、宮城県議会自身が定めた運用基準であり、私たち市民は、議会自身が定めた「政務活動費の手引」に基づいて政務活動費を支出するものと信じていますし、インターネット上に公開された政務活動費の領収証については「政務活動費の手引」に違反していないかどうかという観点からチェックしています。そうであるにもかかわらず、裁判所が「政務活動費の手引」の具体的文言を無視して政務活動費の支出の当否を判断しているのですから、裁判所は市民感覚から乖離していると言わざるを得ません。裁判所には常日頃から市民のお手本になるような判断をすることを期待しているところですので、大変残念です。

5　オンブズマンでは、本判決にかかわらず、今後とも宮城県議会に対し「政務活動費の手引」を遵守して政務活動費を支出するよう厳しく求めていきたいと思います。

県議会政務活動費
広報紙に関する調査についてのご報告

仙台市民オンブズマン事務局長
弁　護　士　**渡　部　雄　介**

仙台市民オンブズマンでは、宮城県議会議員及び会派が政務活動費を使って作成した広報紙を調査しています。

皆様もご承知かと思いますが、宮城県議会では、平成２９年度以降に交付された政務活動費の収支報告書等に記載されている情報（非開示情報を除く。）について、宮城県議会のホームページでの公開を開始し、市民にも政務活動費の使用実態がある程度は把握できるようになりました。

ところが、政務活動費から支出されている広報広聴費については、広報紙自体が開示の対象とはなっていません。そのため、どのような広報紙が政務活動費から支出されているのか、政務活動費として支出することが適当な広報紙がきちんと作成されているのかは、ホームページの情報では分からないままの状態でした。

そこで、当オンブズマンでは、宮城県議会の各会派及び議員に協力いただき、政務活動

費を使って作成した広報紙を収集し、その内容を調査検討しました。

その結果、一部の広報紙は政務活動費の趣旨を踏まえて作成されていたものの、程度の差こそあれ、全ての広報紙には何らかの形で自己ＰＲの要素が含まれており、議員及び会派を宣伝する目的や内容が含まれていないと評価できる広報紙は存在しませんでした。

また、広報紙の中には、自身が就任した役職に関する就任報告とその役職の業務内容の記載で広報紙の大部分を占めているもの、議員自身の顔写真を紙面を大きく使って掲載しているもの、議員個人への献金を募集するもの、表題と中身が異なる疑いがあるもの等、政務活動費の支出の在り方に問題があると疑われる広報紙が多数存在しました。そして、これらの広報紙の多くは、全額が政務活動費からの支出によって作成されていました。

今後、当オンブズマンでは、宮城県議会議員及び会派に対して、調査結果を報告すると共に、これに対する議員の意見を踏まえ、調査結果を公表し、広報紙の支出の在り方に関する当オンブズマンの意見や考え方を明らかにする予定です。

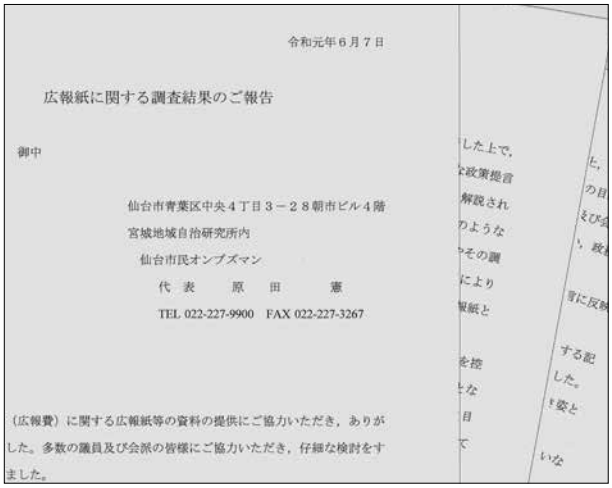
令和元年６月７日

広報紙に関する調査結果のご報告

御中

仙台市青葉区中央４丁目３－２８朝市ビル４階
宮城地域自治研究所内
仙台市民オンブズマン
代表　原田　憲
TEL 022-227-9900　FAX 022-227-3267

（広報費）に関する広報紙等の資料の提供にご協力いただき，ありがとした。多数の議員及び会派の皆様にご協力いただき，仔細な検討をすました。

調査結果については、仙台市民オンブズマンのホームページにも報告させていただく予定です。今後の活動にも、是非ご注目ください。

気仙沼防潮堤情報公開請求

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士　畠山裕太

東日本大震災を経て、各地で巨大な防潮堤が作られました。その建築の是非、建築場所、高さ等をめぐって、住民と自治体が紛争になるケースが少なくありません。気仙沼市魚町に建設された防潮堤もその一つでした。長年にわたる協議の結果、住民との間で合意が成立しましたが、宮城県は、合意したはずの高さより２２センチ高く防潮堤を作ってしまいました。話合いの結果ようやく合意をした地域住民の方々から見れば重大な裏切り行為ですし、合意に沿うよう修正の工事をすればその費用がかさみます。宮城県のホームページ上に、一応の経緯、説明が掲載されました。

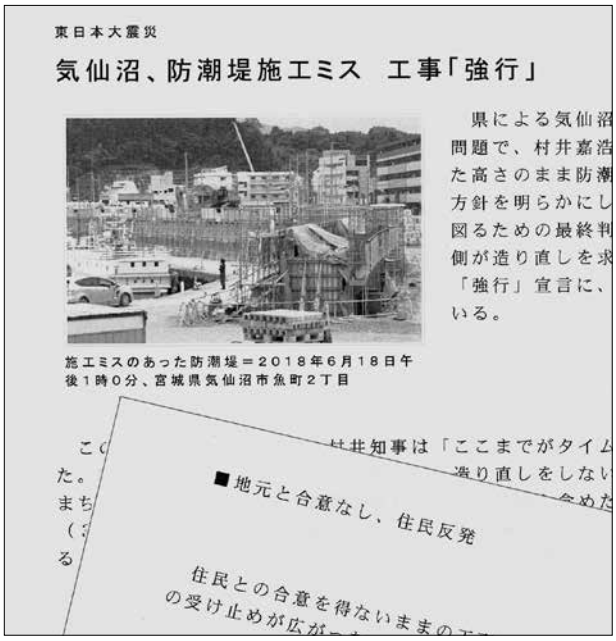
東日本大震災

気仙沼、防潮堤施工ミス　工事「強行」

県による気仙沼
問題で、村井嘉浩
た高さのまま防潮
方針を明らかにし
図るための最終判
側が造り直しを求
「強行」宣言に、
いる。

施工ミスのあった防潮堤＝２０１８年６月１８日午後１時０分、宮城県気仙沼市魚町２丁目

村井知事は「ここまでがタイム
造り直しをしない

■地元と合意なし、住民反発

住民との合意を得ないままの
の受け止めが広が

しかし、この説明が真実であるのか、またより詳細な原因・理由が明らかにならないか確

認するため、オンブズマンでは情報公開請求を行いました。しかし、各業者と宮城県とのやりとりが記載されていたであろう部分はほぼ全て墨塗りで、宮城県の説明が真実であるか否か、検証することが全くできませんでした。

宮城県の対応は不適切であると考え、県民の皆様と情報を共有するため、オンブズマンのホームページに開示された資料をアップしました。

このような中、平成３１年３月２５日、宮城県は、上記ミスの責任は、設計業者、施工業者そして宮城県が同等の責任を負うものであり、修正の為に要した計９１５０万円を同額ずつ負担すると発表しました。

そこで、オンブズマンでは、上記結論及び方針を決定した理由及び話合いの経過、結果が分かる文書一切を開示するよう、宮城県に情報公開請求を行っています。

誠実に回答があるのか、それとも再び墨塗りの回答なのか。回答を踏まえ、場合によっては法的対応を検討します。

仙台市地下鉄東西線
公金支出差止訴訟（第2陣）

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　齋　藤　拓　生

１　はじめに

仙台市には、南北線と東西線の２つの地下鉄がある。

南北線は、１９８７年７月に開業した。南北線それ自体の単年度収支は、現在ようやく黒字となったものの、今後、老朽化した車両の更新など設備更新に多額の資金を要することになり、経営的には極めて厳しい状況にある。

東西線は、１９９１年に構想され、２０１５年１２月に開業した。東西線の事業計画では、開業時の乗車人数が１１万９０００人（１日）となることを前提として、経営が成り立つとされていた。

２　公金支出差止訴訟第１陣の提起

仙台市民オンブズマンは、開業時の乗車人数が１１万９０００人（１日）となることはあり得ず、地下鉄東西線事業に公金を投入することは途方もない税金の無駄使いであるとして、２００３年（平成１５年）４月１５日仙台地裁に地下鉄東西線差止訴訟（第１陣訴訟）を提起したが、仙台地裁は、「本件事業を実施するか否かは、被告市長がまさに社会的、政策的又は経済的な諸要素を総合考慮して決すべき政治的判断ということができ、議会のコントロールの下での被告市長の広い裁量に委ねられる。」として、差止請求を棄却し、同判決は、２００８年（平成２０年）３月１１日の上告審判決（上告受理申立棄却）により確定した。

３　開業後の乗車人員数

東西線開業後現実の地下鉄東西線の１日当たりの乗車人員数は、仙台市民オンブマンが第１陣訴訟で主張したとおり、２０１５年度が４万６０００人程度、２０１６年度は５万人程度、２０１７年度は５万７０００人程度、２０１８年度は６万人程度と低迷している。事業許可時の需要予測である１日当たり１１万８７０２人はもとより、下方修正した事業予測である１日当たり７万９６６４人を

も、大幅に下回る深刻な事態となっている。仙台市はなぜ需要予測を誤ってしまったのか？

仙台市が需要予測を誤った原因は、１０年前の古いパーソントリップ（第３回）を利用し、許可申請時に結果が出ていた最近のパーソントリップ（第４回）を利用しようとしなかったことに尽きている。第１陣訴訟の控訴審において、仙台市交通局職員である岩崎証人は、「本格的な需要予測の見直しを行えば、必然的に事業の見直しにつながるのでできなかった。」と証言した。すなわち、仙台市は、第４回パーソントリップ調査の予測値を前提とすれば、事業見直しにつながり、地下鉄東西線事業が頓挫しかねないことから、あえて第４回パーソントリップ調査の予測値を無視したのである。需要予測の「誤り」は、「過失犯」でなはなく、「故意犯」であった。仙台市民オンブズマンのメンバーが面談した某自治体交通局の職員も、「まず、地下鉄事業推進という結論があり、地下鉄の許可申請時における需要予測は、黒字となるよう数字合わせが行われているのである。ですから、需要予測がはずれることは、ある意味当然なのです。」と話していた。そのような地下鉄事業の在り方をきちんと正すことができない首長と議会の責任は極めて重大である。

４　公金支出差止訴訟第２陣の提起

仙台市民オンブズマンは、地下鉄東西線の開業後の乗車人員数が低迷しておりこれ以上公金を投入すれば、回収不能となること、地方公営企業法１８条の２第２項が禁止する違法な無利息貸付が行われていることを理由として、２０１７年１２月４日、住民監査請求を行ったが、請求が棄却されたので（ただし、監査委員は、無利息貸付が違法であることは認定した。）、２０１８年２月２７日、住民訴訟を提起した。

第２陣訴訟において、仙台市長は、「地下鉄東西線の利用者数は着実に増加している。公金支出は議会の議決に基づくものである以上合理的である。東西線沿線の開発により今後利用者増が期待できる。現時点で、貸付が行われるかは不明であり、仮に貸付が行われるとしても、貸付諸条件が判然としない現時点において回収不能か否かについて判断することはできない。」などという苦し紛れの反論に終始しているが、そのような反論が地下鉄東西線事業の現状を無視した不当なものであることは明らかである。

第２陣訴訟は、５月１４日に結審し、８月５日に判決が予定されている。

今度こそ、裁判所には、事実と道理に基づいて仙台市民オンブズマンの請求を認容することが強く期待される。

平成24年度
政務調査費返還請求訴訟

仙台市民オンブズマン事務局次長
弁　護　士　宇　部　雄　介

仙台市民オンブズマンは、平成２４年度に仙台市議会の各会派等に対して支出された政務調査費のうち、合計５８３８万６２５１円について、違法な支出であるとして市に対して返還を求めています。

これまでの訴訟と同様、本訴訟においても、経費はきちんと按分すべきであり、全額を政務調査費から支出することは許されないとの

立場から、これまでの判決で示された基準に基づいて判断されるべきとの主張をしています。

この間、会派による個別の支出について、議論が進み、証人尋問実施に向けた調整が議論となっています。これについては、概ね、双方からの人証請求が出そろったため、次回、次々回と誰を尋問すべきかの採否が検討される予定です。そして、これが決定されると、集中的に証人尋問が実施されることとなります。

また、これまで、主張を整理するため、双方の主張の一覧表が作成されています。

次回期日は、２０１９年７月３日（水）１３：３０からです。

ご支援よろしくお願いいたします。

県議会政務活動費情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン
弁　護　士　**千　葉　展　浩**

元宮城県議会議長の政務活動費に関する文書において政務活動費を受け取った者の氏名等が非開示とされたことに対する取消訴訟について、平成３０年１２月２１日に仙台高等裁判所にて控訴棄却の判決が下されました。

裁判所は、「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」（宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例８条２号ただし書イ）の該当性の判断にあたり、①情報公開の必要性と情報公開によるプライバシー侵害の程度の比較衡量が求められているとまでは解することができない、②政務活動費の支出対象は食糧費・交際費よりも幅広く、政務活動費について食糧費・交際費と同様の取扱いをすべきことにはならないなどと判示しました。

他方、県が地裁判決の付言部分の取消しを求めていたのに対して、高裁判決がこれを取り消さずに「（政務活動費の不正支出事例が続出している）社会情勢のもと、政務活動費に対する県民の理解を得るという観点に照らすと、本件非開示部分に係る情報を一切開示しない措置の当否については検討の余地がある」と述べた点は一定の評価に値します。

仙台市民オンブズマンとしては、今回の裁判所の判示を踏まえて、議会に対して政務活動費の受領者の氏名等の開示を申し入れる予定です。

北海道・東北オンブズマンネットワークのご報告

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク事務局長
弁　護　士　**石　上　雄　介**

来る令和元年７月６日（土）、７日（日）、山形にて北海道・東北オンブズマンネットワーク第５４回例会が開催されます。

今回開催されるシンポジウムでは「住民訴訟を闘って」と題して、市民オンブズマン山形県会議において最近取り組んでいる住民訴訟について、当事者がパネリストとなって紹介していただく企画が開催されることとなっ

ております。仙台市民オンブズマンの最近の住民訴訟は政務活動費や海外視察費など議員に関する訴訟が主なものとなっていますので、他の領域でも住民訴訟を展開する知恵を獲得すべく、山形での住民訴訟の取組みを学習してまいりたいと思います。

また、近時北海道・東北オンブズマンネットワークでは、北海道・東北の各地方議会に対して、①情報公開された政務活動費の領収証に黒塗り部分があるところを、黒塗りを解除すること、②領収証のインターネット公開制度を導入することを求める活動を準備しております。次回の例会において具体的な活動が展開していきたいと思いますので、こちらの取組にもご注目ください。

オンブズマン全国大会が岐阜で開催されます

仙台市民オンブズマン代表
弁　護　士　**原　田　　憲**

今年のオンブズマン全国大会は、９月２８日（土）２９（日）に岐阜市じゅうろくプラザで開催されます。

全体テーマとしては、自治会（町内会）の問題が取り上げられます。自治会は区市町村の行う行政活動の補助的な業務を担う、最も身近な自治組織ではありますが、自治会の運営をめぐって争いとなったり、住民間の対立を引き起こすなど様々な問題を抱えています。

分科会としては、政務活動費・海外視察・情報公開の他、カジノや警察の問題などが取り上げられる予定のようです。

オンブズマンのメンバーも参加し、会報やホームページでご報告させていただきたいと考えております。

「仙台市民オンブズマン」の活動

2018.12.19 ～ 2019.6.15

2018
12.　19　オンブズマン 12 月例会・忘年会
　　21　県議会政調費情報公開訴訟高裁判決
2019
1.　25　オンブズマン１月例会
2.　　1　パソコン訴訟証人尋問
　　5　県議会広報費検討会
　　〃　**タイアップ例会**
　　12　気仙沼防潮堤問題公開質問書提出
　　15　県議会海外視察関係文書開示
　　20　オンブズマン２月例会
　　27　県議会広報費検討会
3.　11　県議会広報費検討会
　　〃　**オンブズマン３月例会**
4.　　2　タイアップ例会
　　23　オンブズマン４月例会
5.　20　オンブズマン５月例会
　　29　パソコン訴訟地裁判決
　　〃　会報「オンブズマン」50 号編集打合せ
6.　　4　タイアップ例会
　　7　会報「オンブズマン」50 号編集打合せ
　　12　オンブズマン６月例会
　　15　会報「オンブズマン」50 号発行

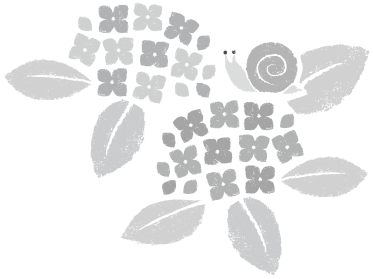

タイアップ会長あいさつ

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長

山　田　忠　行

晴天続きで田植えには良かったと、空を見上げていれば、一転梅雨入り。どうも体が季節や天候についていけなくなっています。みなさんは、お健やかにお過ごしでしょうか。

7月19日タイアップの総会があります。オンブズマンの総会と七夕のように年に一度の逢瀬ではありませんが、元気にお会いしましょう。楽しい合同懇親会もありますので、ぜひご参加ください。

ひきつづき支援企画の準備もはじまります。

昨年の支援企画はオンブズマン結成25周年とタイアップ20回の合同記念企画として特別なステージになりました。

今年は会場を仙台駅近くのシルバーセンター（客席数は300席）に移し、昨年文化庁芸術祭優秀賞受賞して、仙台常設寄席「花座」で大活躍中のお馴染み六華亭遊花師匠の落語と仙台出身のシンガーソングライター佐野碧さんの魅力溢れる歌声をお楽しみいただきたいと思います。チケット販売のご協力をお声かけしますので、販売のお力添えとお誘いあわせての来場をお待ちしています。

タイアップグループの会員を増やしましょう

いま、タイアップ会員を増やす取り組みをおこなっています。

7月19日の総会までに、ご友人、ご家族、依頼者や取引先など、お知り合いに声を掛け、まず1人お誘いいただけないでしょうか。宜しくお願いします。

仙台市民オンブズマンとタイアップグループの総会と懇親会のご案内

日時　**7月19日（金）**

オンブズマン総会　16:00～
タイアップグループ総会　17:45～

会場　**ホテル白萩**

▶**懇親会　18:30～**（会費5,000円）

※今年の総会も平日（金曜日）の開催です。
※オンブズマン・タイアップどちらの総会も参加できますので、ぜひご都合をつけて参加してください。
※懇親会は、会費制です。**同封のハガキ**で出欠をお知らせください。
※懇親会用のお飲み物などの差し入れもお待ちしています。

日程も10月8日と少し早めになりました。秋口爽やかな時期での開催ですので、よろしくお願いします。

【タイアップグループ例会のご案内】

タイアップグループは、偶数月の第1火曜日に例会をおこなっています。

その時々の「オンブズマン」活動の解説を聞いたり、懇親を深めたりとあっという間に時間が過ぎてしまいます。朝市ビル4階の事務局で18:00からです。ぜひお誘いあわせてご参加ください。

7月に総会があるため、
次回例会は9月3日㈫、10月1日㈫です。

会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。会員・賛助会員それぞれ紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先
七十七銀行本店（普通）　6530010
郵便局振込　02290－6－8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン　タイアップグループ会則

（1）加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
（2）会　　費：年10,000円・賛助会員年3,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
（3）活動内容：年２回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
（4）総　　会：年１回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
（5）役　　員：会　長　１名、　副会長　若干名
会　計　１名、　会計監事　２名
（6）役員会：必要に応じて開催する。
（7）事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階とする。
（8）会計について：年会費からの支援金および協賛金からの特別拠出金については、役員会において決定の上、支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。